

令和3年度 南区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(夏季休業中：8月13日～15日及び前後数日間、年末年始12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

① 10名以上のメンバーで構成され、原則として小学校区に在住・在勤・在学する者(60%以上)であること。

② 原則として屋内種目であること。(フットサルの場合は学校長の許可が必要)

③ 営利を目的としないこと。

※営利とは「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

(2) 小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は「学校開放運営委員会」に加入し、学校開放運営委員として、令和3年度学校開放運営活動(調整会議)を行っていただきます。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入漏れがある場合は受付できません。

① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙記載例参照)

② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)

③ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。

④ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。

⑤ 希望の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

⑥ 利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。

※新規団体には、地域総務課から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします。

4 申請書の提出について

(1) 提出方法

【新規団体】

南区役所地域総務課(南区役所3階)へ提出してください。

【令和2年度からの継続利用団体】

南区役所地域総務課、白根カルチャーセンター、各地域生活センター、味方出張所、月潟出張所へ提出してください。

※南区役所地域総務課以外での提出や郵送の場合、申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。また、FAXでの受付はできません。

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金) 必着 午後5時30分まで

5 その他

各校区及び地区のスポーツ振興会主催事業への積極的なご参加、ご協力をお願いいたします。

6 お問い合わせ先及び提出先

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地

新潟市南区役所地域総務課 広報・文化スポーツグループ 電話：025-372-6604

令和3年度 南区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(夏季休業中：8月13日～15日及び前後数日間，年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事，工事，災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 南区開放中学校

◆白南中 ◆白根第一中 ◆白根北中 ◆味方中 ◆月潟中 (5校)

3 中学校の利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

①10名以上のメンバーで構成され，新潟市に在住・在勤・在学する者であること。

②原則として屋内種目であること。(フットサルの場合は，学校長の許可が必要)

③営利を目的としないこと。

※営利とは「指導者及び主催者が，会員からの会費・謝金などにより，生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入漏れがある場合は受付できません。

①両面とも全ての項目を正確に記入してください。

②事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。(代表者の兼務可)

③代表者，連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は，住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。

④小中高生だけで構成されている団体は，利用時に同行できる代表者，事務連絡者として，保護者もしくは指導者を登録してください。

⑤裏面の「学校別利用可能施設・団体数」を参照し，利用したい学校名を1校記入してください。

⑥利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として，1回の利用時間は2時間単位になります。

⑦利用枠に余裕があるときは，調整により複数日の利用を可能とします。ただし，複数日が新規利用団体と重複したときは，新規団体を優先します。

5 申請書の提出について

(1) 提出方法

【新規団体】

南区役所地域総務課(3階)へ提出してください。

【令和2年度からの継続利用団体】

南区役所地域総務課，白根カルチャーセンター，各地域生活センター，味方出張所，月潟出張所へ提出してください。

※南区役所地域総務課以外での提出や郵送の場合，申請書に不備があった時は，再度提出していただくことがあります。また，FAXでの受付はできません。

(2) 提出期間 令和3年1月4日(月)～22日(金) 必着 午後5時30分まで

6 利用団体の決定について

(1) 提出された書類に基づき調整し決定いたします。学校別利用可能施設・団体数は次表のとおりです。

※利用調整がつかない時は，抽選により決定いたします。抽選会を開催するときは，対象となる団体に事務局から連絡いたします。

【学校別利用可能施設・団体数】

※体育館は、一面でなく半面利用となります。「2」は、2団体利用可能であることを表示しています。

学校名	施設	月	火	水	木	金	土	日	備考
白南	体育館	2	2	2	2	2	2	/	学校行事の当日及び前日は、利用できません。 期日が決定次第連絡いたします。
	武道場	1	1	1	1	1	1	/	
白根第一	体育館	2	2	2	2	2	2	2	テニスの場合は、半面では不可。 (全面使用のみ)
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
臼井	/	/	/	/	/	/	/	/	臨時解放のみ
白根北	体育館	2	2	2	2	2	2	2	
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
味方	体育館	2	2	2	1	2	2	2	木曜日は、学校の予定が入っていなければ 全面使用可能。
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
月潟	体育館	2	2	2	2	2	/	/	武道場の使用は要相談
	武道場						/	/	

(2) 学校開放利用団体説明会

利用が決まった団体については、各学校にて利用団体説明会を開催する予定です。

日時：令和3年3月上旬，午後7時～（予定）

詳しい日時は、後日お知らせいたします。

7 その他

南区以外の学校開放利用については、学校所管の区役所地域総務課等へお問い合わせください。

8 問い合わせ先及び提出先

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地

新潟市南区役所地域総務課 広報・文化スポーツグループ 電話：025-372-6604